

## 公益的法人等派遣者助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市職員福利厚生会（以下「本会」という。）の会員のうち、派遣職員が派遣先団体において安心して働く環境整備に資するため、一定の助成を行うことを目的とする。

(助成の対象)

第2条 この要綱の対象となる会員は、公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する条例（平成13年12月13日条例第34号。以下「派遣条例」という。）に基づき、札幌市から派遣条例第2条及び同条例第10条に規定する公益的法人等に派遣された会員とする。

(助成内容)

第3条 助成内容は次のとおりとする。

### 1 業務上災害補償

会員が派遣先の業務又は通勤により災害を受け、死亡又は労働者災害補償保険法（昭和22年4月7日法律第50号。以下「労災」という。）別表第1に掲げる障害に該当し、労災から補償を受ける場合、別表1に掲げる金額を助成する。

### 2 短期給付事業補償

(1) 会員が派遣期間中に、別表2に掲げる事由が生じた場合、当該事由により地方公務員共済組合法（昭和37年9月8日法律第152号）及び札幌市職員共済組法定款で定められた計算式により算出された金額に相当する額を助成する。

(2) 前号の規定にかかわらず、同一の事由により、健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）等他の法令により給付を受けることができる場合には、前号の規定により算出した額から、当該給付を受ける額を差し引いた金額を助成する。

(申請手続)

第4条 前条に規定する助成を受けようとする会員又はその遺族は、派遣先団体の長の証明を受け、本会に申請しなければならない。

(助成金の支給)

第5条 本会は、申請書受理後、すみやかにその内容を審査し、助成が適当と認めたときは、会員本人又はその遺族に対し助成金を支給する。

(申請期間)

第6条 この要綱に定める助成を受けるための申請期間は、業務上災害補償にあつては労災から補償を受けた日の翌日から、短期給付事業補償にあつては事由発生日の翌日から起算して2年以内とする。

(補則)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、第3条第1項に定める業務上災害補償の助成にあっては、労災から補償を受けた日が平成27年4月1日以降の申請について適用する。

別表 1

(単位：千円)

	公務災害	通勤災害		公務災害	通勤災害
死亡	55,000	47,970	8級	11,750	10,450
1級	53,800	47,550	9級	8,700	7,700
2級	47,950	41,900	10級	6,550	5,850
3級	43,050	37,250	11級	4,700	4,250
4級	33,000	29,550	12級	3,300	2,950
5級	27,950	24,950	13級	2,200	1,950
6級	23,400	20,650	14級	1,250	1,250
7級	18,850	16,900			

別表 2

事 由
休業手当金
災害見舞金
弔慰金
出産費
傷病手当金
出産手当金
埋葬料
一部負担金
訪問看護療養費附加金
配偶者出産費
家族弔慰金
家族埋葬料
家族療養費付加金
家族訪問看護療養費付加金